

随意契約理由書

件名	神戸ファッションマートエレベーター改修工事	
契約の相手方	日本オーチス・エレベーター株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本工事は、既設メーカーの独自技術に基づき設計施工されたエレベーター4基の改修工事である。          対象のエレベーターは平成3年度(1991年度)の施設の竣工当初から運用されているため、設置から29年経過しており、メーカーからの部品供給が終了していることから、故障リスクが高まっており、故障時の対応が困難となっている。本工事は、低コストの工事により最大限の効果を得るため、劣化しやすい電子部品を中心とした改修を行う。          具体的には、制御盤等のエレベーターの主要部品を更新し、三方枠・かご枠・レール等の劣化が少なく引き続き使用可能な部位は流用することとしている。また、建築基準法での既存不適格項目(扉開走行保護装置、遮煙性能付乗場扉等)の改修も併せて行う。          新旧各部位の電気的、機械的整合(管制運転等の運転制御、かご重量における荷重条件への対応等)ならびに改修後の運用中におけるシステム性能を保証できる施工は、既設メーカーである上記業者でなければ不可能である。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課	(電話番号 078-595-6598)